

伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例
申請書作成の手引き

令和4年9月作成

伊勢崎市

用語の解説

この手引きで使用している用語の意味は次のとおりです。

	用 語	説 明
1	土砂条例	伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例
2	規則	伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則
3	土砂等	土砂及び土砂に混入し、又は付着した物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除く）
4	埋立て等	土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料による土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を除く）
5	土砂等の埋立て等区域	土砂等による埋立て等を行う区域
6	小規模特定事業	土砂等の埋立て等を行う区域以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、当該区域の面積が1,000㎡以上3,000㎡未満であるもの 小規模特定事業を行うには、原則として市長の許可が必要
7	小規模特定事業区域	小規模特定事業を施工する区域
8	一時仮置き事業	小規模特定事業に該当するものであって、土砂等の搬入開始の日から1年を超えない期間内において当該土砂等を他の場所へ搬出することを目的として行う事業

<申請先・問い合わせ先>

〒372-0824 群馬県伊勢崎市柴町954

伊勢崎市環境部環境政策課環境保全係

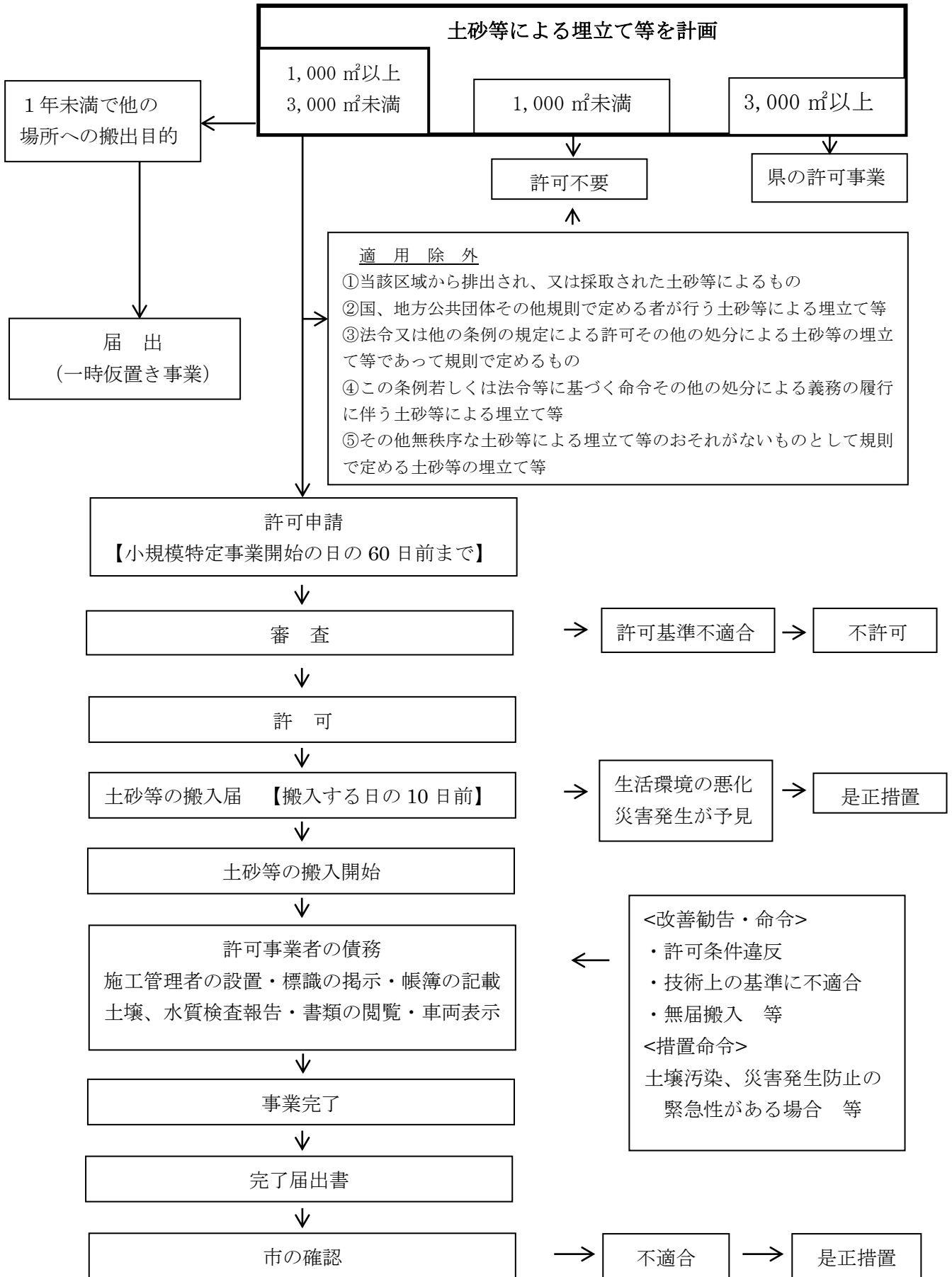
電 話 0270-27-2733

ファクス 0270-27-5388

目次

I	伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の概要	1
II	小規模特定事業を実施する上での留意事項	2
III	申請・届出・施工方法等	4
IV	埋立て等施工中の土壌検査	8
V	埋立て等施工中の水質検査	13
VI	一時仮置き事業	16
別記 1	小規模特定事業許可申請書の記載要領	20
別記 2	小規模特定事業変更許可申請書の記載要領	27
別記 3	小規模特定事業軽微変更届出書の記載要領	30
別記 4	土砂等の搬入の事前届出書の記載要領	32
別記 5	小規模特定事業施工管理台帳及び施工状況報告書の記載要領	37
別記 6	小規模特定事業地位承継届出書の記載要領	40
別記 7	小規模特定事業完了届出書の記載要領	43
別記 8	一時仮置き事業届出書の記載要領	45
別記 9	車両の表示方法	47
別記 10	小規模特定事業区域内土壌検査等報告書の記載要領	48
別記 11	技術基準標準図	52
別記 12	擁壁の基準	54

I 伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の概要



II 小規模特定事業を実施する上での留意事項

1 他法令による規制の確認

小規模特定事業の実施場所規模や態様等によっては、他法令の規制を受けることになります。そのため、土砂条例に基づく許可申請とは別に各法令に基づく手続きが必要になります。

したがって、小規模特定事業の許可申請を行う前に、他法令による規制の有無を十分確認してください。主な他法令としては、次表に掲げたようなものが想定されます。

法令の名称	必要な手続き
都市計画法	開発許可
農地法	農地転用許可
群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例	開発事業の承認
文化財保護法	発掘調査

2 土地所有者への説明

小規模特定事業が借地の場合は、土地所有者の承認書が必要になります。紛争等が生じることがないように、土地所有者に事業計画の内容を十分説明してください。また、隣接地所有者等だけでなく近隣住民に対しても、事業開始後は、施工に伴う騒音・振動・砂塵の抑制、土砂運搬車両の運行配慮その他小規模特定事業に関する要望等への対応に努めてください。

3 土砂等の性状による搬入の制限

次に掲げる土砂等は、小規模特定事業区域に搬入してはいけません。

- (1) 土砂条例で定められている土壌基準に適合していないもの
- (2) 建設省令(現：国土交通省)で定められている第一種建設発生土、第二種建設発生土、第三種建設発生土のいずれにも該当しないもの
- (3) セメントや石灰を混合し、化学的安定処理をしたもの
- (4) 産業廃棄物に該当する汚泥

4 小規模特定事業を行うことができる期間

許可を受けて小規模特定事業を行うことができる期間は、最長で3年です。また、小規模特定事業の期間を延長する場合は、1年を超えて延長することはできません。

5 小規模特定事業許可の申請

小規模特定事業開始の60日前までに提出してください。

6 土砂等の搬入の事前届出

小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、搬入しようとする日の10日前までに市長に届け出なければなりません。排出場所が変わらなくても、搬入量が5,000 m³を超えるときは、5,000 m³を超えるごとに届け出なければなりません。また、届出書には排出元証明書や土壌検査証明書を添付しなければなりません。

7 施工管理等

小規模特定事業の許可を受け、施工するに当たっては、次の点等を遵守するとともに、施工管理者が適切に管理し、許可どおり施工されるよう計画的に施工しなければなりません。

許可を受けた施工に関する計画及び周辺の地域の土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する計画により施工すること。小規模特定事業区域に土砂等を搬入する場合には車両の見やすい箇所に土砂等の搬入に供する車両である旨を表示し、搬入を委託する場合にはその旨を表示させるよう努めること。

8 定期報告

許可事業者は、許可を受けた日から3か月ごと（月の途中において許可を受けた時は許可を受けた日の属する月を1か月とみなす）に、延滞なく小規模特定事業区域に搬入された土砂等の数量等を市長に報告しなければなりません。また、報告には、施工管理台帳の写しを添付すること。

9 事業内容の変更

小規模特定事業の内容を変更しようとするときは、軽微な変更（期間の短縮、搬入土量の減少など）を除き、事業の変更を行う日の30日前までに申請書を提出するものとする。また、軽微な変更であっても、変更のあった日から14日以内に小規模特定事業軽微変更届を提出すること。

10 土壌検査・水質検査の実施

小規模特定事業区域内の土壌検査及び水質検査は6か月ごとに実施し、検査結果を市長に報告しなければなりません。また、6か月经過しなくても、搬入した土砂等の数量が5,000 m³を超えるときは、5,000 m³を超えるごとに検査を実施しなければなりません。なお、小規模特定事業完了時にも検査を実施すること。検査に用いる試料の採取には、市の職員が立ち会いますので、事前に日程を調整してください。

11 立入検査への対応

小規模特定事業の実施中は、市の担当職員が随時立入検査を実施します。検査の結果、問題が認められた場合は改善を指示しますので指示に従ってください。

12 汚泥等の適正処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「土壌汚染対策法施行規則」等に定める基準に適合しない汚染土壌は、各個別法令によって定められた処理方法によって適正に処理してください。

13 申請手数料について

申請手数料は次のとおりです。市が発行する納入通知書により納めてください。

新規許可申請手数料	1件につき	30,000円
変更許可申請手数料	1件につき	20,000円

14 その他申請、届出等提出に係る留意事項

- (1)申請、届出等を行政書士等が代行する場合、委任状を必ず添付してください。
- (2)申請、届出等の提出部数は1部です。控えが必要な場合には別途用意してください。
- (3)小規模特定事業の許可後に変更許可申請、各種届出をする場合は、小規模特定事業の許可を受けた者が行なうこと。許可を受けた者以外からの申請、届出は受け付けません。

Ⅲ 申請・届出・施工方法等

1 許可申請準備から埋立て準備までの施行方法

(1) 許可申請準備

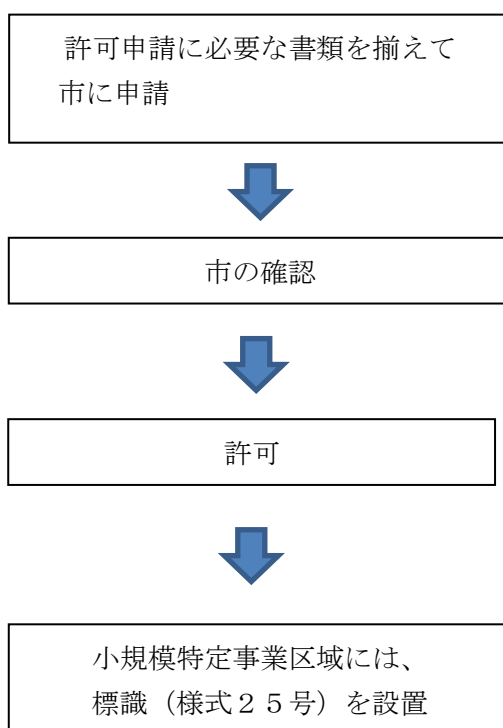
①小規模特定事業・土砂等埋立て等区域の確認

小規模特定事業を明確にするために、外周部に杭（色スプレーを添布）を設置する。

②測量を実施し、小規模特定事業区域の平面図・縦断図（測定間隔原則20mで、形状が変化する地点にも測点を設定する。また、測点には杭（色スプレー塗布）を設置する。）・横断面図・排水施設計画図等を作成

※杭は外周部と測点で塗布する色を変えること。また、施工中の立ち入り検査、完了時の完了検査に備えて、可能な限り事業完了まで存置すること。

③上記①②の作業後、小規模特定事業区域の着工前の現況写真を撮影



(2) 施行準備工

小規模特定事業区域には、
標識（様式25号）を設置

様式第25号(第18条関係)

90センチメートル以上	
小規模特定事業に関する標識	
小規模特定事業の許可	年 月 日伊勢崎市指令 第 号
小規模特定事業の目的	(例) ・工事残土処分のため ・宅地造成のため
小規模特定事業を行う場所の所在地	
120 セ ン チ メ ー ト ル 以 上	小規模特定事業を行う者の住所、氏名及び電話番号
	住 所 氏 名 電話番号
	小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号
	所在地 電話番号
	小規模特定事業の期間
	年 月 日 ~ 年 月 日
	小規模特定事業区域の面積
	m ²
	小規模特定事業区域の見取図
	小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定数量
	施工管理者の氏名

備考 法人の場合にあつては、「住所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」と読み替える。

2 土砂等搬入届出から完了検査まで

許可後、搬入する日の10日前までに土砂等搬入届出書を市に提出する。



市の確認



(1) 埋立て準備工

- ①著しく傾斜している土地に埋立て等を行う場合は、埋立て等土砂が滑らないように、当該地盤の斜面に段切り等を施工すること。
- ②許可を受けた施工計画に合わせ、盛土の計画高、盛土又は切土の計画法面勾配等を示す丁張りを要所に設置すること。丁張りは施工中の立入検査、完了時の完了検査に備えて、可能な限り事業完了まで存置する（事業完了まで存置することを考慮の上、設置場所を設定する。）。



(2) 埋立て工

- ①埋立て等の締固めは、ブルドーザー又はバックホーで施工し、1層を30cm程度で層状に施工しながら、法面を整形すること。
- ②法面は、埋立て等高さ（法面の最下部から最上部までの高さ）5m以下の場合は、法面の勾配が垂直1mに対する水平距離が1.8m以上（1：1.8）以上の勾配、5mを超え15m以下の場合は垂直1mに対する水平距離が2m以上（1：2.0）以上の勾配とし、15m超の場合には安定計算を行い安全が確保される勾配とすること。
- ③埋立て等の高さ（法面の最下部から最上部までの高さ）5mごとに幅1m以上の小段を設けるとともに、小段には水が溜まらないよう、5%程度の勾配を設けること。
- ④搬入された土砂等の量がわかるように毎日「小規模特定事業施工管理台帳」に記帳すること。
- ⑤埋立て等工事の要所ごとに写真撮影を行うこと。
- ⑥埋立て等の工事については以上のことを繰り返し、埋立て等の完了後の法面は、必要に応じて石張り、芝張り等の法面保護を施工すること。



(3) 排水施設工、擁壁工

※設置する構造物の内容によっては、準備工、防災工として埋立て工前に施工すること。

- ①湧水の多い土地に土砂等による埋立て等を行う場合は、有孔管等による排水施設、雨水等を適切に排水しなければ埋立て等を行う土砂等が流出し又は災害が発生するおそれがある場合は、十分な能力及び構造を有する排水施設を設けること。

②擁壁等を設ける場合、宅地造成規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。

（4）施工状況報告

①小規模特定事業の許可を受けた日から3か月ごとに延滞なく、小規模特定事業施工状況報告書に、当該期間の小規模特定事業管理台帳の写しを添えて、市長に報告すること。

※施工管理台帳は、小規模特定事業区域又は最寄りの事務所事業所等に備え付け、小規模特定事業区域に搬入された土砂等の「搬入時間」、「搬入車両の登録番号・運転者氏名」、「数量」等を毎日記載してください。

また、事務所、事業所等には、施工管理台帳とともに小規模特定事業に係る申請書、届出書、報告書及び添付書類の写しを備え付け、利害関係者が随時閲覧できるようにすること。



（5）事業内容の変更

①小規模特定事業の内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、事業の変更を行う日の30日前までに小規模特定事業変更許可申請を行い、許可を得た後に行うこと。

②軽微な変更の場合は、変更のあった日から14日以内に小規模特定事業軽微変更届出を提出すること。

（6）埋立て等施行中の土壌検査、水質検査

①土砂等の搬入を開始した日から6ヵ月を超える日又は5,000 m³を超える日のいずれか早い日に土壌検査を実施し、報告期限までに結果を市長に提出すること。

②小規模特定事業区域から排出される水がある場合には、土壌検査とともに水質検査を実施し、報告期限までに結果を市長に提出すること。



施行完了

小規模特定事業完了届出書を提出後、市の検査を受けること。

※出来形図面等（平面図、断面図、土砂等容量計算書等）を添附

（7）小規模特定事業完了後の土壌検査、水質検査

①市の検査を受け、施工計画等に適合していると認められた後に土壌検査、水質検査を実施し、報告期限までに結果を市長に報告すること。

IV 埋立て等施工中の土壌検査

1 土壌検査の実施方法

①小規模特定事業の許可を受けた者は、「土砂等の搬入を開始した日から6月を経過する日」、又は「土砂等の搬入を開始した日から搬入土量が5,000m³を超える日」のいずれか早い日をもって土壌検査を行う。

なお、一度検査基準日が到来した場合、上記内容は、「前回の検査基準日から6か月を経過する日」又は「前回の検査基準日から搬入土量が5,000m³を超える日」と読み替える。

また、土壌検査のための試料採取には、市の担当職員が立ち会うので、事前に日程を調整する。

②土壌検査のための試料とする土砂の採取は、土砂等の埋立て等区域の中央地点、及び当該中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点から5～10mまでの4地点から採取して行う。

(5m離れた採取地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該区域の境界との中間地点の4地点)

③土壌検査は、施行規則別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる測定方法により行う。

2 土壌検査の報告

土壌検査は、土壌検査を行う義務を負った日から1か月以内に、「土壌検査等報告書」に下記書類を添えて市長に報告する。

①検体試料採取調書

②土壌検査証明書

③当該検査のために採取した土砂等を採取した地点の位置図（縮尺100分の1～1,000分の1）

④上記③の採取状況を撮影した現場写真

小規模特定事業区域内土壌検査等報告書

年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

住 所
報告者 氏 名
電話番号

伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 21 条第 1 項の規定により、小規模特定事業区域内土壌検査等の結果を次のとおり報告します。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日伊勢崎市指令 第 号
土砂等又は排出水の 採取地点	(例) 別紙位置図のとおり
土 壌 検 査 証 明 書	(例) 別紙のとおり
水 質 検 査 証 明 書	(例) 別紙のとおり

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 法人の場合にあつては、「住所」とあるのは「主たる事務所等の所在地」と、「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」と読み替える。
- 3 採取した地点の位置図、現場写真、検体資料採取調書(様式第 16 号)、土壌検査証明書(様式第 17 号)及び小規模特定事業区域から排出される水がある場合は水質検査証明書(様式第 29 号)を添付すること。

別表第1（第3条、第14条、第20条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102の38に定める方法（日本産業規格K0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又は日本産業規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき 0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0102の65.2（日本産業規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法
砒 ^ひ 素	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下 （埋立て等を行う場所の土地利用目的が農用地（田に限る。銅の項及び別表第3備考第2号において同じ。）である場合にあっては、検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満）	検液中濃度に係るものには日本産業規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものには農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒 ^ひ 素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）
総水銀	検液1リットルにつき 0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法

アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法

1, 3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき 0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき 0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102の67.2、67.3 又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき 0.8ミリグラム以下	日本産業規格K0102の34.1（日本産業規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は日本産業規格K0102の34.1.1c）（注(2)第3文及び日本産業規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき 1ミリグラム以下	日本産業規格K0102の47.1、47.3 又は47.4に定める方法
1, 4-ジオキサン	検液1リットルにつき 0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

V 埋立て等施工中の水質検査

1 水質検査の実施方法

①小規模特定事業区域内に湧水や常流水が確認された場合、埋立て等施工前に多孔管や暗渠管等の排水施設を埋設して、湧水や常流水を区域外へ排出する。このような暗渠排水施設から排出する水がある場合に、水質検査を実施する。

②水質検査を実施しなければならない場合、小規模特定事業の許可を受けた者は、「土砂等の搬入を開始した日から6月を経過する日」、又は「土砂等の搬入を開始した日から搬入土量が5,000m³を超える日」のいずれか早い日をもって、水質検査を行う。

なお、一度検査基準日が到来した場合、上記内容は、「前回の検査基準日から6か月を経過する日」又は「前回の検査基準日から搬入土量が5,000m³を超える日」と読み替える。

また、水質検査のための試料採取には、市の担当職員が立ち会うので、事前に日程を調整する。

③水質検査は、施行規則別表第2の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる測定方法により行う。

2 水質検査の報告

水質検査は、水質検査を行う義務を負った日から1か月以内に、「土壌検査等報告書」(様式第28号)に下記書類を添えて市長に報告する。

①検体試料採取調書

②水質検査証明書

③当該検査のために採取した排水を採取した地点の位置図(縮尺100分の1～1,000分の1)

④上記③の採取状況を撮影した現場写真

別表第2 (第21条関係)

項目	測定方法
カドミウム	日本産業規格K0102の55.2、55.3、又は55.4に定める方法
全シアン	日本産業規格K0102の38.1.2(日本産業規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、日本産業規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、日本産業規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機燐	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は日本産業規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	日本産業規格K0102の54に定める方法
六価クロム	日本産業規格K0102の65.2(日本産業規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法
砒素	日本産業規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
PCB	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	日本産業規格K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法
ジクロロメタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

四塩化炭素	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	日本産業規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	日本産業規格K0102の34.1（日本産業規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は日本産業規格K0102の34.1.1c）（注（2）第3文及び日本産業規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

ほう素	日本産業規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
水素イオン濃度	日本産業規格K0102の12.1に定める方法又は昭和49年環境庁告示第64号に定める方法

備考

- (1) この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- (2) この表の項目の欄中「銅」の検査は、土砂等による埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地である場合に行う。

VI 一時仮置き事業

1 届出準備

①一時仮置き事業の区域の確認

一時仮置き事業の区域を明確にするために、外周部に杭（色スプレーを塗布）を設置する。

②届出書類

一時仮置き事業届出書を土砂等搬入の10日前までに市長に提出する。

添付書類

一時仮置き事業の土地の位置を示す位置図及び土砂等の搬入経路図

土砂等の搬入計画書及び搬出計画書（土砂等の搬入計画書には、埋立て等の高さ、保安距離及び法面勾配の計画を含む）

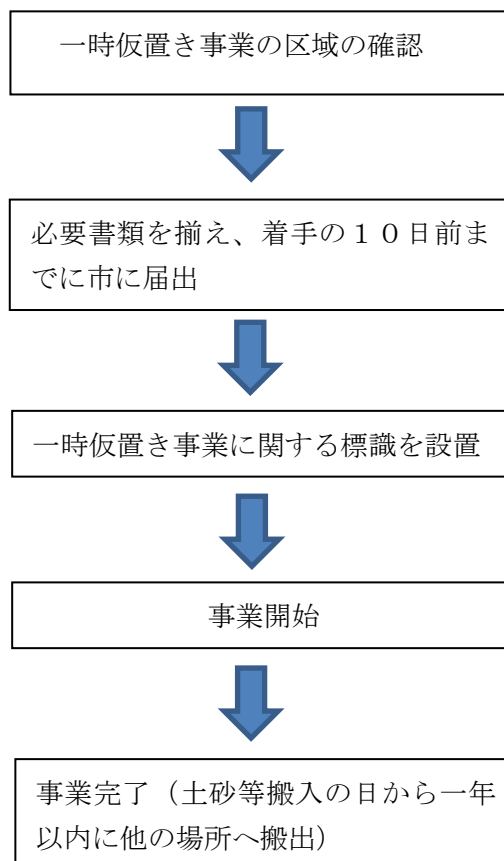
③現況写真

土砂等の搬入前に一時仮置き事業に使用する土地の現況写真（2方向以上）を撮影する。

④技術上の基準等

- ・搬入した土砂等の埋立て等が崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないこと。
- ・土砂等の埋立て等の高さが7メートル以下であること。
- ・隣接する土地の境界から埋立て等をされた土砂等の法面の下端との距離（以下「保安距離」という。）が、土砂等の埋立て等の高さ以上の長さであること。ただし、保安距離が確保できない場合は、擁壁、コンクリートブロック積みその他の土砂等の流出を防ぐことができるものを法面の下端に設置することにより、これに代えることができる。
- ・土砂等の埋立て等の高さに対する法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上であること。

（一時仮置き事業の届出）



一時仮置き事業届出書

年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第9条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 事業の目的 (例) ○×事業の掘削工により発生した土砂を工程の都合上一時的に堆積させる
- 2 事業の実施期間
- 3 事業区域の所在地及び土地の所有者

土地の表示		地 目		面 積 m ²	土地所有者の 住所及び氏名
所 在	番 地	登 記	現 況		
				一時仮置き事業区域面積 (実測)	
				<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> うち土砂等の埋立て等 を行う区域の面積 (実測) </div>	

(添付書類)

- (1) 土地の位置を示す位置図及び土砂等の搬入経路図
- (2) 土砂等の搬入計画書(土砂等の埋立て等の高さ、保安距離及び勾配の計画を含む。)及び搬出画書
- (3) 土地の現況写真(2方向以上から撮影したものとする。)
- (4) 市長が特に必要と認める書類又は図面等

備考 法人の場合にあっては、「住所」とあるのは「主たる事務所等の所在地」と、「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」と読み替える。

様式第30号(第25条関係)

← 90センチメートル以上 →			
120 セ ン チ メ ー ト ル 以 上	一時仮置き事業に関する標識		
	一時仮置き事業の届出年月日	年 月 日	
	一時仮置き事業の目的		
	一時仮置き事業を行う場所の所在地		
	一時仮置き事業を行う者の住所、氏名及び電話番号	住 所 氏 名 電話番号	
	一時仮置き事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号	所在地 電話番号	
	一時仮置き事業の期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	一時仮置き事業区域の面積	m ²	一時仮置き事業区域の見取図
	一時仮置き事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定数量		

備考 法人の場合にあつては、「住所」とあるのは「主たる事務所等の所在地」と、「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」と読み替える。

(1) 埋立て準備工

- ①地山勾配が1：4以上の傾斜地に埋立て等行う場合は、埋立て等土砂が滑らないように、現地版に幅1m以上の段切りを施工すること。
- ②盛土の計画法面勾配等を示す丁張りを要所に設置すること。可能な限り事業完了まで存置する（設置に当たっては、事業完了まで存置することを考慮の上、設置場所を設定する。）。



(2) 埋立て工

- ①埋立て等の締固めは、ブルドーザー又はバックホーで施工し、1層を30cm程度で層状に施工しながら、法面を整形すること。
- ②土砂等の埋立て等の高さの上限は7mとする。（法面の最下部から最上部までの高さ）土砂等の埋立て等の高さに対する法面の勾配が、垂直距離1mに対する水平距離が1.8m以上（1：1.8以上）の勾配であること。
- ③隣接する土地の境界から埋め立てた土砂等の法面の下端との距離を保安距離として、埋立て等をした土砂等の高さ以上の長さを確保すること。但し、保安距離が確保できない場合は、擁壁、コンクリートブロック積み、その他の土砂等の流出を防ぐことができるものを法面の下端に設置することによりこれに代えることができる。

排水施設工、擁壁工を施工する場合

※設置する構造物の内容によっては、準備工、防災工として埋立て工前に施工すること。

※排水施設工は、小規模特定事業の許可の基準に準じること。

- ①湧水の多い土地に土砂等による埋立て等を行う場合は、有孔管等による排水施設雨水等を適切に排水しなければ埋立て等を行う土砂等が流出し、又は災害が発生するおそれがある場合は、十分な能力及び構造を有する排水施設を設けること。
- ②擁壁を設ける場合、宅地造成規制法施行令第6条から第10条までの規定に適合すること。

別記 1

小規模特定事業許可申請書の記載要領

1 申請書の提出方法等

- (1) 小規模特定事業開始の60日前までに提出すること。
- (2) 申請書は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。
- (3) 提出部数は1部とする。

2 使用する様式

「小規模特定事業許可申請書（様式第6号）」を使用すること。

3 埋立て等の目的

建設残土の処分、宅地造成、農地改良等の具体的な埋立て等の目的を記入すること。

4 小規模特定事業区域面積及び土砂等埋立て等を行う区域の面積

面積は面積計算書（小数点以下2桁）により算出された面積で、小数点以下1桁（下2桁切り捨て）まで記載する。

5 小規模特定事業を行う期間

小規模特定事業を行う期間は、最長で3年とすること。

6 小規模特定事業区域に搬入する土砂等の数量

規則9条第2項第10号による計画縦断面図及び計画横断面図により算出された土砂等の数量で、小数点以下1桁（下2桁切り捨て）まで記載する。

7 小規模特定事業の施工に関する計画

小規模特定事業の施工に関する計画書に従い作成すること。

8 小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生の防止に関する計画

9 施工管理者の氏名並びに通常所在する事務所等の所在地及び電話番号

通常所在する事務所等の所在地及び、電話番号を記載すること。

10 申請に必要な添付書類等

次ページの一覧表を参考に揃えること。

小規模特定事業許可申請に必要な書類及び添付図面一覧表

番号	申請書等の必要書類	様式	留意事項	縮尺等参考
1	小規模特定事業許可申請書 (様式第6号)	有	別記1「小規模特定事業許可申請書の記載要領」を参照のこと	
2	小規模特定事業区域の位置を示す図面	無	道路、地勢等周辺の状況が容易に把握できるもので、方位及び小規模特定事業区域の位置が記されているもの	1/10,000
3	小規模特定事業区域の付近の見取図	無	小規模特定事業区域の周辺の状況が容易に把握できること	1/100 ~ 1/1,000
4	土砂等の埋立て等を行う区域の見取図	無	土砂等の埋立て等を行う区域が容易に把握できること	1/100 ~ 1/1,000
5	申請者の住民票の写し(法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書及び法人の役員全員の住民票の写し)	無	申請日前1か月以内に発行されたものであること	
6	小規模特定事業区域に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し	無	・申請日前3か月以内に発行されたものであること ・小規模特定事業区域が明示されており、小規模特定事業区域及び隣接地の地目、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者氏名が記載されているものであること	
7	申請者が小規模特定事業区域内の全部又は一部の土地の所有権を有しない場合にあつては、当該土地を使用する権限を証する書類及び土地の所有者の承認書	有	・当該土地の賃貸借契約書等 ・小規模特定事業に係る土地所有者の承認書(様式第9号)	
8	小規模特定事業の施工が委託又は請負によって行われる場合にあつては、当該委託請負に係る契約書の写し	無		
9	施工管理者の住民票の写し	無	申請日前1か月以内に発行されたものであること	
10	小規模特定事業区域の現況平面図、現況断面図、面積計算書	無	・断面図は、縦断面図及び横断面図とすること	平面図 1/100 ~ 1/1,000
11	小規模特定事業区域の計画平面図、計画断面図、雨水排水計画図	無	・縦断面図の測点は、原則として20m間隔とし、形状が変化する地点に測点を設けること	縦断面図 1/100 ~ 1/1,000

			<ul style="list-style-type: none"> ・横断面図は縦横断面図の測点ごとに作成すること ・面積は小数点以下第1位（小数点以下第2位を切り捨て）まで表示すること 	横断面図 1/100 ~ 1/1,000
12	土砂等の埋立て等を行う区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書		<ul style="list-style-type: none"> ・縦断面図の測点は、原則として20m間隔とし、形状が変化する地点に測点を設けること ・横断面図は縦横断面図の測点ごとに作成すること ・面積は小数点以下第1位（小数点以下第2位を切り捨て）まで表示すること 	
13	埋立て等をする土砂等の予定容量計算書	無	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の計画縦断面図及び計画横断面図により算出すること ・土砂の予定容量は、小数点以下1桁（下2桁切り捨て）まで表示する 	
14	当該土砂等による埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面	無	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等による埋立て等の高さが1.5mを超える場合に作成すること 	
15	擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画及び構造計算を記載した書面（応力算定及び断面算定を記載した書面を含む）	無	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の設計根拠資料及び設計図 ・擁壁の構造、規模を示す図面 ・別記10「擁壁の基準」に基づく構造計算によって、安全が確認されたもの 	構造図 1/100 ~ 1/500
16	雨水等を適切に排水しなければ、埋め立て等をした土砂等が流出し、又は崩壊による災害が発生する恐れがある場合にあっては、排水施設の構造計画図並びに流出量算定及び排水断面算定を記載した書面	無	<ul style="list-style-type: none"> ・湧水が確認できる土地、地表水が集中しやすい土地及び自然排水を遮断するような地形構造の場合、又は盛り土することにより地表水等が集中することが想定される場合には、暗渠排水施設の設置等排水に係る施設やその他有効な排水に係る措置を講じ、集水区域図から算出した流出量計算書、排水断面計算書及び構造図等の図面を添附すること。 ・図面には、排水施設の位置、規模、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置が記載されていること ・図面には、排水施設の種類、材料が記載されていること 	集水区域図 面 1/5,000 構造図 1/100 ~ 1/500

17	法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、小規模特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類	無	<ul style="list-style-type: none"> ・当該行為の許可等の通知等であること。許認可等の決定がなされていない場合には、申請書の写し（提出先の受付印が押されているものに限る） ・事業実施に伴って、国、県又は市と協議し、又は許認可等を受けた時は、当該協議の記録、許認可等を受けたことを証する書面の写し
18	土地の現況写真	無	<ul style="list-style-type: none"> ・2方向以上とする。 ・小規模特定事業区域の全景がわかるように撮影すること ・小規模特定事業区域の現況平面図に撮影位置を記入すること
19	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	無	

（表）
小規模特定事業許可申請書

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第9条第2項の規定により、小規模特定事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

埋 立 て 等 の 目 的	（例）分譲用宅地の造成 等	
小規模特定事業区域の位置及び面積	位置	小規模特定事業区域面積 （実測） m²
		うち土砂等埋立等を行う区域の面積 （実測） m²
小規模特定事業を行う期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
小規模特定事業区域に搬入する土砂等の数量	土砂等の量 m³	
小規模特定事業の施工に関する計画	（例）大型ダンプにより搬入した土砂を、バックホー、ブルドーザーを使用し、敷き均し、締固めを行う。 等	
小規模特定事業区域の周辺の地域の土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する計画	（例）・搬入土砂は汚染されていないことを証明する書面を提出 ・崩落等防止のため、敷き均し、締固めを重機を用いて十分に行う。 ・排水状況を把握し、災害の恐れが考えられる場合は排水施設などを適切に設置する。 等	
施工管理者の氏名		
施工管理者が通常所在する事務所等の所在地	（電話番号）	
そ の 他		

添 付 書 類	1 小規模特定事業区域の位置を示す図面
	2 小規模特定事業区域の付近の見取図
	3 土砂等の埋立て等を行う区域の見取り図
	4 申請者が個人である場合にあっては、申請者の住民票の写し
	5 申請者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書及び法人の役員の全員の住民票の写し
	6 小規模特定事業区域に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
	7 申請者が小規模特定事業区域内の全部又は一部の土地の所有権を有しない場合にあっては、当該土地を使用する権原を証する書類及び第11条第4項に規定する土地の所有者の承認書（様式第9号）
	8 小規模特定事業の施工が委託又は請負によって行われる場合にあっては、当該委託又は請負に係る契約書の写し
	9 施工管理者の住民票の写し
	10 小規模特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
	11 小規模特定事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図
	12 土砂等の埋立て等を行う区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書
	13 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書
	14 条例第10条第1項第1号の規則で定める技術上の基準にしたがって、土砂等の埋立て等の構造の安定計算を行うときは、当該安定計算を記載した書面
	15 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画及び構造計算を記載した書面（応力算定及び断面算定を記載した書面を含む。）
	16 雨水等を適切に排水しなければ埋立て等をした土砂等が流出し、又は崩落による災害が発生するおそれがある場合にあっては、当該小規模特定事業区域における排水施設の構造計画図並びに流出量算定及び排水断面算定を記載した書面
	17 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、小規模特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類
	18 土地の現況写真（2方向以上から撮影されたもの）
	19 その他市長が必要と認める書類

処理欄(記載しないでください。)

受付番号	年 月 日 第 号	手数料欄
許可番号	年 月 日 伊勢崎市指令 第 号	

備考 法人の場合にあっては、「住所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」と読み替える。

小規模特定事業に係る土地所有者の承認書

私は、小規模特定事業許可申請者()が施行する土砂等の埋立て等の事業については、異議がないので、次の土地の使用について承認します。

所在地及び地番	地目	地積(公簿)	摘要
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	

また、同意の前提として、次の事項について、小規模特定事業許可申請者から、 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

1	申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
2	小規模特定事業区域の位置及び面積
3	小規模特定事業に供する施設の設置計画
4	小規模特定事業の施行を管理する事務所の所在地
5	小規模特定事業の施行を管理するもの(現場管理責任者)の氏名
6	小規模特定事業に使用される土砂等の量
7	小規模特定事業の期間
8	小規模特定事業が完了した場合の事業区域の構造
9	小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画
10	小規模特定事業区域から当該事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
11	小規模特定事業が施行されている間において、事業区域以外の地域への当該事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
12	土地所有者の義務に関する事項

ここに承認したことを証するため、署名します。

年 月 日

土地所有者 住所
氏名
電話番号

備考 法人の場合にあっては、「住所」とあるのは「主たる事務所等の所在地」と、「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」と読み替える。

別記2

小規模特定事業変更許可申請書の記載要領

1 申請書の提出方法等

- (1) 事業の変更を行う30日前までに提出すること。
- (2) 提出部数は1部とする。

2 使用する様式

「小規模特定事業変更許可申請書（様式第10号）」を使用すること。

3 変更する事項の内容

変更する事項の内容は、変更内容が明確にわかるように具体的に記入すること。

4 変更する理由

変更する原因となった事実を明確に記入すること。

5 小規模特定事業の期間の延長について

小規模特定事業を行う期間の変更は、小規模特定事業の期間の満了する日から起算して1年を超えて変更することはできない。

6 申請に必要な添付書類等

変更に係る事項に関するものを添えて申請すること。変更前と後が添付書類から容易にわかるように工夫すること。

様式第10号（第12条関係）

（表）

小規模特定事業変更許可申請書

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け伊勢崎市指令第 号で許可を受けた事項について変更したいので、伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第11条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

	変 更 後	変 更 前
変更する事項 の内容		
変更する理由		

(裏)

添 付 書 類	次に掲げる書類のうち添付してある書類について、○印を付すること。
	1 小規模特定事業区域の位置を示す図面
	2 小規模特定事業区域の付近の見取図
	3 土砂等の埋立て等を行う区域の見取り図
	4 小規模特定事業区域に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
	5 申請者が小規模特定事業区域内の全部又は一部の土地の所有権を有しない場合にあつては、当該土地を使用する権原を証する書類及び土地の所有者の承認書
	6 小規模特定事業の施工が委託又は請負によって行われる場合にあつては、当該委託請負に係る契約書の写し
	7 小規模特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
	8 小規模特定事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水図
	9 土砂等の埋立て等を行う区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書
	10 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書
	11 条例第10条第1項第1号の定める技術上の基準にしたがって、土砂等の埋立て等の構造の安定計算を行うときは、当該安定計算を記載した書面
	12 擁壁を設置する場合にあつては、当該擁壁の構造計画及び構造計算を記載した書面(応力算定及び断面算定を記載した書面を含む。)
	13 雨水等を適切に排水しなければ埋立て等をした土砂等が流出し、又は崩落による災害が発生するおそれがある場合にあつては、当該小規模特定事業区域における排水施設の構造計画図並びに流出量算定及び排水断面算定を記載した書面
	14 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあつては、小規模特定事業が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類
	15 土地の現況写真(2方向以上から撮影されたもの)
16 その他市長が必要と認める書類	

処理欄(記載しないでください。)

受付番号	年 月 日 第 号	手数料欄
許可番号	年 月 日 伊勢崎市指令第 号	

備考 法人の場合にあつては、「住所」とあるのは「主たる事務所等の所在地」と、「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」と読み替える。

別記3

小規模特定事業軽微変更届出書の記載要領

1 申請書の提出方法等

- (1) 変更があった日から14日以内に届出を行うこと。
- (2) 提出部数は1部とする。

2 使用する様式

「小規模特定事業軽微変更届出書（様式第11号）」を使用すること。

3 軽微変更届出書で変更する内容

- ・小規模特定事業の許可を受けた者の氏名、住所の変更（法人にあってはその役員の氏名及び受所の変更）
- ・施工管理者の氏名並びに住所、通常所在する事務所等の所在地及び電話番号
- ・小規模特定事業の期間の変更（短縮するものに限る）
- ・小規模特定事業区域に搬入する土砂等の数量の変更（減少させるものに限る）
- ・小規模特定事業の施工に関する計画の変更（期間の短縮、搬入する土砂等の数量の減少に係るもの）

4 申請に必要な添付書類等

- ・申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合にあっては住民票の写し
- ・法人の主たる事務所の所在地、名称又は代表者氏名の変更の場合は法人の登記事項証明書
- ・法人の役員が新たに就任した場合にあっては、法人の登記事項証明書及び当該役員の住民票の写し

様式第 1 1 号 (第 1 2 条関係)

小規模特定事業軽微変更届出書

年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け伊勢崎市指令 第 号で許可を受けた事項について変更したので、伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 1 1 条第 4 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	

備考

- 1 氏名又は住所の変更の場合にあつては住民票の写し、法人の名称、代表者又は主たる事務所等の所在地の変更の場合にあつては登記事項証明書を添付すること。
- 2 法人の場合にあつては、「住所」とあるのは「主たる事務所等の所在地」と、「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」と読み替える。

別記4

土砂等の搬入の事前届出書の記載要領

1 届出書の提出方法等

- (1) 小規模特定事業区域に土砂を搬入しようとする10日前までに届出を行うこと
- (2) 土砂等の排出場所ごと又は5,000 m³を超えるごとに届出を行うこと
- (3) 提出部数は1部とする。

2 使用する様式

「土砂等搬入届出書（様式第14号）」を使用すること。

番号	申請書等の必要書類	様式	留意事項等	縮尺等
1	土砂等搬入届出書 (様式第14号)	有		
2	土砂等排出元証明書 (様式第15号)	有	排出元の記名があるもの。	
3	検体試料採取調書 (様式第16号)	有		
4	土壌検査証明書 (様式第17号)	有	環境計量士が発行した検査結果を添付すること。	
5	土壌検査試料を採取した 位置図、写真	有	位置図は周辺状況が判明できるもの 現況写真は、排出場所の概ねの全景、 及び採取状況が撮影されたもの	100分の1 ～ 1000分の1

様式第14号（第14条関係）

土砂等搬入届出書

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け伊勢崎市指令 第 号で許可を受けた小規模特定事業について土砂等を搬入したいので、伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第12条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

土砂等の排出場所	(所在地) (工事名)
土砂等を排出する者	(住所) (氏名)
地質検査の結果	
土砂等の安全基準適合性の有無	
土砂等の搬入予定量	m ³ うち今回の搬入量 m ³
土砂等の搬入期間	年 月 日～ 年 月 日
土砂等の運搬事業者	(住所) (氏名)
添付書類	1 土砂等排出元証明書（様式第15号） 2 土壌検査の試料を採取した地点の位置図 3 土壌検査の試料を採取した現場写真 4 検体試料採取調書（様式第16号） 5 土壌検査証明書（様式第17号）

備考 法人の場合にあつては、「住所」とあるのは「主たる事務所等の所在地」と、「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」と読み替える。

土砂等排出元証明書

年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

住所
土砂等の排出者 氏名
電話番号

伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第9条第1項の規定による許可を受けた小規模特定事業区域に搬入する土砂等は、次の工事施工場所から排出したものであること及び当該土砂等の性状が基準に適合していることを証明します。

土砂等の排出場所	(所在地) (工事名)
工事発注者	(住所) (氏名)
工事施工期間	年 月 日～ 年 月 日
工事に係る土砂等の総排出量及び当該小規模特定事業区域搬入予定量	総排出量 m^3 当該小規模特定事業区域搬入予定量 m^3
今回の証明に係る土砂等の排出量	m^3
今回の証明に係る土砂等の性状	第一種建設発生土 第二種建設発生土 第三種建設発生土
今回の証明に係る土砂等の運搬者	(住所) (氏名)
今回の証明に係る土砂等の埋立て等を行う小規模特定事業の許可を受けた者	(住所) (氏名)

備考

- 今回の証明に係る土砂等の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1上欄の区分のうち該当するものを○で囲むこと。
- 法人の場合にあっては、「住所」とあるのは「主たる事務所等の所在地」と、「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」と読み替える。

検体試料採取調書

年 月 日

住所
届出者 氏名
電話番号

住所
採取者 所属
職 氏名
電話番号

別添計量証明書を検査試料を次のとおり採取しました。

検体区分	
報告区分	土壌検査(搬入・定期・廃止・完了) 水質検査(定期・廃止・完了)
採取年月日	
採取日の天候	
地質分析の場合 の採取深度	

備考

- 1 検体区分の欄には、この調書に係る計量証明書に記載された発行番号等を記載すること。
- 2 法人の場合にあっては、「住所」とあるのは「主たる事務所等の所在地」と、「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」と読み替える。

土壌検査証明書				
様			年 月 日	
			分析機関名 代表者 所在地 電話番号 環境計量士	
<p>年 月 日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。</p> <p style="text-align: right;">（検体番号 ）</p>				
項目	単位	測定値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/ℓ		0.003	
全シアン	mg/ℓ		不検出	
有機 ^{リン} 燐	mg/ℓ		不検出	
鉛	mg/ℓ		0.01	
六価クロム	mg/ℓ		0.02	
砒 ^ひ 素	mg/ℓ		0.01	
総水銀	mg/ℓ		0.0005	
アルキル水銀	mg/ℓ		不検出	
PCB	mg/ℓ		不検出	
ジクロロメタン	mg/ℓ		0.02	
四塩化炭素	mg/ℓ		0.002	
クロロエチレン	mg/ℓ		0.002	
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ		0.004	
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ		0.1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ		0.04	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ		1	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ		0.006	
トリクロロエチレン	mg/ℓ		0.01	
テトラクロロエチレン	mg/ℓ		0.01	
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ		0.002	
チウラム	mg/ℓ		0.006	
シマジン	mg/ℓ		0.003	
チオベンカルブ	mg/ℓ		0.02	
ベンゼン	mg/ℓ		0.01	
セレン	mg/ℓ		0.01	
ふっ素	mg/ℓ		0.8	
ほう素	mg/ℓ		1	
1,4-ジオキサン	mg/ℓ		0.05	
農用地（田に限る。）	砒 ^ひ 素	mg/kg	15	含有 試験
	銅	mg/kg	125	
備考				

別記 5

小規模特定事業施工管理台帳及び施工状況報告書の記載要領

1 小規模特定事業施工管理台帳の提出方法等

(1) 3月ごとに報告する。

小規模特定事業の許可を受けた日（再開したときは、再開した日）から3か月ごと（月の中途において当該許可を受けたとき（再開したときは、再開したとき。）は、当該許可を受けた日の属する月を1か月とみなす。（例：4/15 許可の場合の報告対象期間⇒4/15～6/30））に延滞なく、「小規模特定事業施工状況報告書」に当該期間の「小規模特定事業施工管理台帳」の写しをそえて行うこと。

(2) 使用する様式

「小規模特定事業施工管理台帳（様式第26号）」を使用すること。

「小規模特定事業施工状況報告書（様式第27号）」を使用すること。

(3) 提出部数は1部とする。

2 施工管理台帳の記録

毎日行うこと。

様式第26号（第19条関係）

小規模特定事業施工管理台帳

年 月 日（ ）

小規模特定事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称
 小規模特定事業区域の位置及び面積

面積

m² うち土砂等の埋立て等を行う面積 m²

記録者の氏名

印

	土 砂 等 の 搬 入 時 刻	搬入車両の登録番号	土砂等を運搬した者の 氏名又は法人の名称	搬 入 車 両 の 運 転 者 の 氏 名	搬入した土砂等の 数 量 （ m ³ ）	土 砂 等 の 積 込 み 場 所
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

施工作業の内容

小規模特定事業施工状況報告書

年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

住所
報告者 氏名
電話番号

伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第19条第2項の規定により、小規模特定事業の施工の状況を次のとおり報告します。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 伊勢崎市指令 第 号								
小規模特定事業区域の面積	m^2 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>土砂等の埋立て等を行う面積</td> <td>m^2</td> </tr> <tr> <td>うち実施済み面積</td> <td>m^2</td> </tr> </table>					土砂等の埋立て等を行う面積	m^2	うち実施済み面積	m^2
土砂等の埋立て等を行う面積	m^2								
うち実施済み面積	m^2								
小規模特定事業区域に搬入される土砂等の数量	m^3 (うち実施済数量 m^3)								
今回の報告に係る期間	年 月 日 ~ 年 月 日								
排出場所・工事名等	搬入予定量 (m^3)	前回累計量 (m^3)	今回報告量 (m^3)	累計量 (m^3)	備考				
合 計									

備考

- 1 今回の報告に係る期間の小規模特定事業施工管理台帳（別記様式第26号）の写しを添付すること。
- 2 法人の場合にあつては、「住所」とあるのは「主たる事務所等の所在地」と、「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」と読み替える。

別記6

小規模特定事業地位承継届出書の記載要領

1 申請書の提出方法等

- (1) 承継の日から30日以内に届出を行うこと。
- (2) 提出部数は1部とする。

2 使用する様式

「小規模特定事業地位承継届出書（様式第24号）」を使用すること。

3 記載内容

承継の理由欄には、相続、新設合併、施設分割、吸収合併等、小規模特定事業の全部を継承した理由を記載すること。

4 添付書類

承継者が個人の場合

番号	申請書等の必要書類	様式	留意事項等	縮尺等
	被相続人との続柄を証する書類	無	戸籍謄本、遺産分割協議書等相続関係を示すもの	
	承継者の住民票の写し	無	届出日前1か月以内に発行されたものであること。 住民票の写しは、本籍の記載があり、個人番号の記載がないもの	
	法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては小規模特定事業者が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類	無	当該行為の許認可等の通知等であること。ただし、許認可等の決定がなされていない場合には、提出先の受付印が押された申請書の写し。	

承継者が法人の場合

番号	申請書等の必要書類	様式	留意事項等	縮尺等
1	合併契約書又は分割契約書の写し	無		
2	吸収合併又は吸収分割により小規模特定事業の全部を継承した法人にあっては、法人の登記事項証明書及び法人役員の全員の住民票の写し	無	届出日前3ヵ月以内に発行されたものであること。 住民票の写しは、本籍の記載があり、個人番号の記載がないもの	
3	法人が現に行っている事業の概要を説明する書類	無	吸収合併、吸収分割により小規模特定事業の全部を承継した法人の場合に添付	
4	新設合併又は新設分割により設立した法人にあっては、法人の登記事項証明書及び法人役員の全員の住民票の写し	無	届出日前3ヵ月以内に発行されたものであること。 住民票の写しは、本籍の記載があり、個人番号の記載がないもの	
5	法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては小規模特定事業者が当該法令等に基づく許認可等を要するものであることを示す書類	無	当該行為の許認可等の通知等であること。ただし、許認可等の決定がなされていない場合には、提出先の受付印が押された申請書の写し。	
6	上記のほか、市長が必要と認める書類	無		

様式第24号（第17条関係）

小規模特定事業地位承継届出書

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

住所
届出者 氏名
電話番号

伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第10条の許可（同条例第11条第1項の変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可を含む。）を受けた者の地位を承継したので、同条例第14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 伊勢崎市指令 第 号
承継前の許可 を受けた者	（住所） （氏名）
承継の理由	
承継年月日	

備考

- 1 承継の事実を証する書類を添付すること。
- 2 法人の場合にあつては、「住所」とあるのは「主たる事務所等の所在地」と、「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」と読み替える。

別記 7

小規模特定事業完了届出書の記載要領

1 申請書の提出方法等

- (1) 小規模特定事業を完了した日から10日以内。
- (2) 提出部数は1部とする。

2 使用する様式

「小規模特定事業完了届出書（様式第19号）」を使用すること。

3 届出に必要な添付書類等

番号	申請書等の必要書類	様式	留意事項等	縮尺等
1	小規模特定事業区域の 出来形図面	無	出来形平面図、出来形縦断図、 出来形横断図を作成すること	1/100～ 1/1,000

小規模特定事業完了届出書

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

小規模特定事業が完了したので、伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

小規模特定事業の許可	年 月 日 伊勢崎市指令 第 号
小規模特定事業の期間等	事業期間 年 月 日～ 年 月 日 完了年月日 年 月 日

備考

- 1 完了した小規模特定事業区域の出来形に関する図面を添付すること。
- 2 法人の場合にあっては、「住所」とあるのは「主たる事務所等の所在地」と、「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」と読み替える。

別記 8

一時仮置き事業届出書の記載要領

1 届出書の提出方法等

- (1) 一時仮置き事業で土砂等の搬入を行う 10 日前までに提出すること。
- (2) 提出部数は 1 部とする。

2 使用する様式

「一時仮置き事業届出書（様式第 4 号）」を使用すること。

3 記載方法

事業の目的

建設残土の一時仮置き等、具体的な埋立て等の目的を記入すること。

4 一時仮置き事業の事業実施期間

期間は最長で 1 年とする。

5 一時仮置き事業の技術上の基準

- ・埋立ての高さは 7 メートル以下とすること。
- ・隣地との境界から、埋立て等の高さ以上の保安距離をとること。
- ・保安距離が埋立て等の高さより短い場合には、土砂等の流出を防げる土留めを土砂等の下端に施すこと。
- ・土砂等の埋立て等の高さに対する法面の勾配が、垂直 1 メートルに対する水平距離が 1.8 メートル（1 : 1.8 勾配）以上であること。

6 申請に必要な添付書類等

番号	添付書類	様式	留意事項及び明示	縮尺等
1	土地の位置を示す位置図及び土砂等の搬入経路図	無	周辺の状況が容易に把握できるものであること。	1/100 ~ 1/1,000
2	土砂等の搬入計画書	無	土砂等の埋立て等の高さ、保安距離及び勾配の計画、及び搬出計画を作成すること。	
3	土地の現況写真	無	2 方向以上から撮影すること。 一時仮置き事業を行う範囲が概ね解るように撮影すること。	
4	市長が特に必要と認める書類または図面	無		

一時仮置き事業届出書

年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第9条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1 事業の目的

2 事業の実施期間

3 事業区域の所在地及び土地の所有者

土地の表示		地 目		面 積 m ²	土地所有者の 住所及び氏名
所 在	番 地	登 記	現 況		
				一時仮置き事業区域面積 (実測) m ² (うち土砂等の埋立て等 を行う区域の面積 (実測)) m ²	

(添付書類)

- (1) 土地の位置を示す位置図及び土砂等の搬入経路図
- (2) 土砂等の搬入計画書(土砂等の埋立て等の高さ、保安距離及び勾配の計画を含む。及び搬出計画書)
- (3) 土地の現況写真(2方向以上から撮影したものとする。)
- (4) 市長が特に必要と認める書類又は図面等

備考 法人の場合にあっては、「住所」とあるのは「主たる事務所等の所在地」と、「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」と読み替える。

別記9

車両の表示方法

(1) 車両の表示

許可等を受けた者は、車両を使用し、又は委託して小規模特定事業区域に土砂等を排出するとき（土砂等を排出する者が車両を使用し、又は委託等により搬入するときを含む）は、当該小規模特定事業に係る土砂等の搬入に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示し、又は表示させるよう努めなければならない。

(2) 表示する事項

- ①小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨
- ②小規模特定事業区域の所在地
- ③小規模特定事業の許可を受けた者の氏名又は法人の名称
- ④小規模特定事業の許可番号
- ⑤小規模特定事業区域に土砂等を運搬する者の氏名又は法人の名称

伊勢崎市許可 土砂等搬入車両

1 搬入先（小規模特定事業区域）

伊勢崎市〇〇町〇〇番地

2 許可事業者（申請者）

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 (株)〇〇建設

3 許可番号 伊勢崎市許可 第〇〇〇号

4 土砂等搬入業者

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇工業(株)

注 大きさは、J I S規格A3判（縦29.7センチメートル以上、横42.0センチメートル）以上とすること。

別記 10

小規模特定事業区域内土壌検査等報告書の記載要領

1 報告書の提出方法等

- (1) 小規模特定事業許可期間中に実施する検査
土壌検査等の義務を負った日から1か月を経過する日まで
- (2) 小規模特定事業完了後に実施する検査
土壌検査等の義務を負った日から1か月を経過する日まで

2 使用する様式

「小規模特定事業区域内土壌検査等報告書（様式第28号）」を使用すること。

3 申請に必要な添付書類等

番号	申請書等の必要書類	様式	留意事項等	縮尺等
1	検体試料採取調書 (様式第16号)	有		
2	土壌検査証明書 (様式第17号)	有	環境計量士が発行したもの。	
3	水質検査証明書 (様式第29号)	有	環境計量士が発行したもの。 水質検査をしない場合は不要。	
4	位置図及び現場写真	無	2方向以上から撮影すること。	

小規模特定事業区域内土壌検査等報告書

年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

住所
報告者 氏名
電話番号

伊勢崎市土砂等の埋立て等の規制に関する条例第 21 条第 1 項の規定による小規模特定事業区域内土壌検査等の結果を次のとおり報告します。

許可を受けた年月日 及び許可の番号	年 月 日 伊勢崎市指令 第 号
土砂等又は排出水の 採取地点	
土壌検査証明書	
水質検査証明書	

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 法人の場合にあつては、「住所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「氏名」とあるのは「名称及び代表者氏名」と読み替える。
- 3 採取した地点の位置図、現場写真、検体資料採取調書（様式第 16 号）、土壌検査証明書（様式第 17 号）及び小規模特定事業区域から排出される水がある場合は水質検査証明書（様式第 29 号）を添付すること。

土壌検査証明書

年 月 日

様

分析機関名
代表者
所在地
電話番号
環境計量士

年 月 日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。

(検体番号)

項目	単位	測定値	基準値	測定方法	
カドミウム	mg/l		0.003		
全シアン	mg/l		不検出		
有機 ^{リン} 燐	mg/l		不検出		
鉛	mg/l		0.01		
六価クロム	mg/l		0.02		
^ヒ 砒素	mg/l		0.01		
総水銀	mg/l		0.0005		
アルキル水銀	mg/l		不検出		
PCB	mg/l		不検出		
ジクロロメタン	mg/l		0.02		
四塩化炭素	mg/l		0.002		
クロロエチレン	mg/l		0.002		
1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004		
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006		
トリクロロエチレン	mg/l		0.01		
テトラクロロエチレン	mg/l		0.01		
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002		
チウラム	mg/l		0.006		
シマジン	mg/l		0.003		
チオベンカルブ	mg/l		0.02		
ベンゼン	mg/l		0.01		
セレン	mg/l		0.01		
ふっ素	mg/l		0.8		
ほう素	mg/l		1		
1,4-ジオキサン	mg/l		0.05		
農用地 (田に限る。)	^ヒ 砒素	mg/kg		15	含有 試験
	銅	mg/kg		125	
備考					

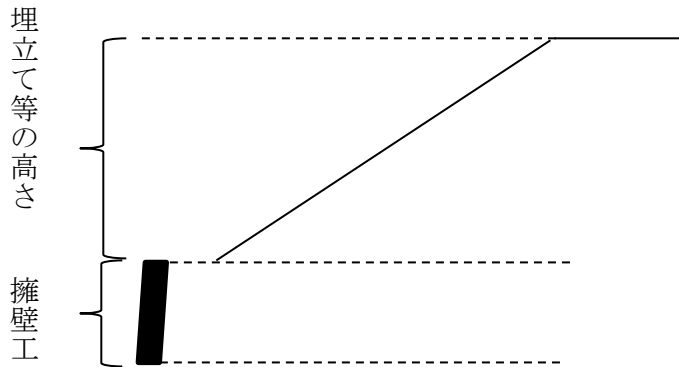
水質検査証明書			
様		年 月 日	
		分析機関名 代表者 所在地 電話番号 環境計量士	
<p>年 月 日に依頼のあった検体について、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）別表1に定める方法及び環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）により、計量した結果を次のとおり証明します。</p> <p style="text-align: right;">（検体番号 ）</p>			
項目	単位	測定値	測定方法
カドミウム	mg/l		
全シアン	mg/l		
有機 ^{りん} 燐	mg/l		
鉛	mg/l		
六価クロム	mg/l		
砒 ^ひ 素	mg/l		
総水銀	mg/l		
アルキル水銀	mg/l		
PCB	mg/l		
銅（農用地（田）に限る）	mg/l		
ジクロロメタン	mg/l		
四塩化炭素	mg/l		
クロロエチレン	mg/l		
1,2-ジクロロエタン	mg/l		
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		
トリクロロエチレン	mg/l		
テトラクロロエチレン	mg/l		
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		
チウラム	mg/l		
シマジン	mg/l		
チオベンカルブ	mg/l		
ベンゼン	mg/l		
セレン	mg/l		
ふっ素	mg/l		
ほう素	mg/l		
1,4-ジオキサン	mg/l		
水素イオン濃度	pH		
備考			

別記 1 1

技術基準 標準図

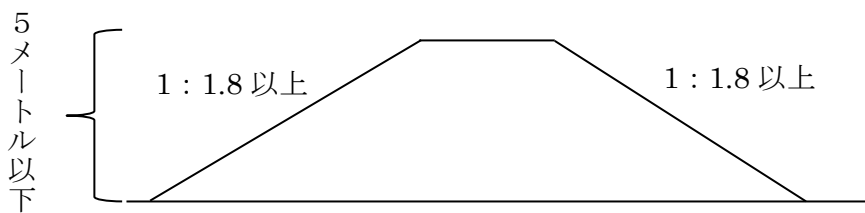
土砂等による埋立て高さ

特定小規模事業により生じる法面の最下部（擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁上端）と最上部との高低差をいう。

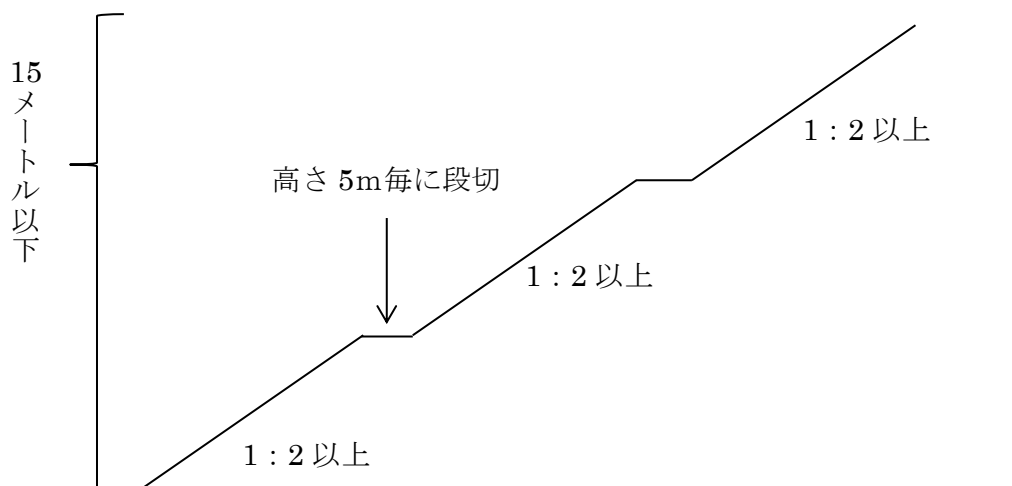


土砂等による埋立て等の高さ と法面勾配

土砂等の埋立て等の高さが 5メートル以下の場合には、法面は 1 : 1.8 勾配



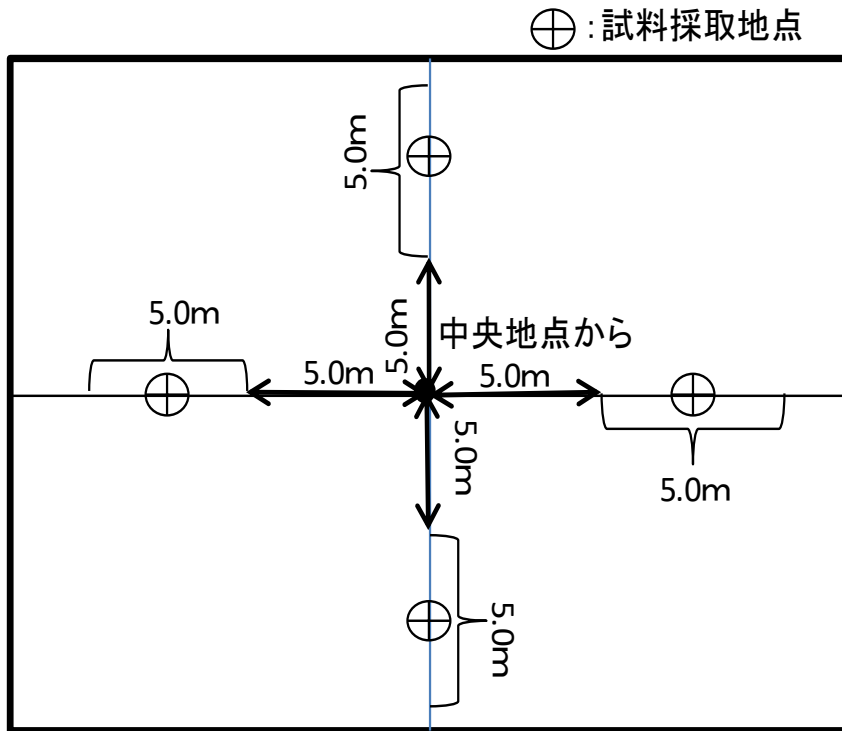
土砂等の埋立て等の高さが 5メートルをこえる場合には、法面は 1 : 2 勾配



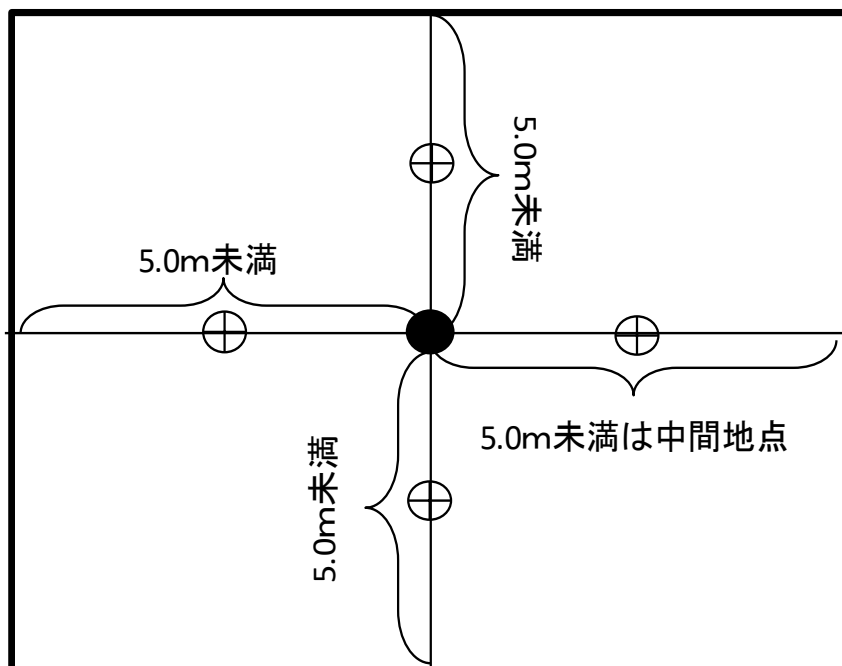
土壤検査試料採取方法

特定事業区域の中央地点を基準に採取地点を決めること。

土砂等の埋立等の範囲が 5mより広い場合には、中央地点から 5m離れた地点からさらに 5m離れるまでの範囲の中に採取地点を設定すること。



土砂等の埋立ての範囲が中心地地点から 5m未満の場合は、中央地点から土砂等の埋立て等の範囲までの中間地点で採取すること。



擁壁の基準

(宅地造成法等規制法施行令より抜粋)

(擁壁の構造)

第 6 条 前略・・・擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとしなければならない。

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第 7 条 前略・・・鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれかにも該当することを確かめたものでなければならない。

- (1)土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
- (2)土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
- (3)土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。
- (4)土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。

(2)土圧等によって擁壁の転倒モーメントが擁壁の安全モーメントの 3 分の 2 以下であることを確かめること。

(3)土圧等によって擁壁の基礎のすべり出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の 3 分の 2 以下であることを確かめること。

(4)土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎杭を用いた場合においては、土圧等によって基礎杭に生ずる応力が基礎杭の許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

(1)土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第 2 の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。

(2)鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎杭の許容支持力については、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 90 条（表 1 を除く。）、第 91 条、第 93 条及び第 94 条中長期に生じる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値。

(3)擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第 3 の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

(練積み造の擁壁の構造)

第 8 条 第 6 条の規定による間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

(1)擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第1条第5項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第4において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第4に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。

(2)石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一定の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。

(3)前2号に定めるところによっても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。

(4)擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第4上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

（設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用）

第9条 第6条の規定による擁壁については、建築基準法施行令第36条の3から第39条まで、第52条（第3項を除く。）、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

（擁壁の水抜穴）

第10条 第6条の規定による擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が7.5センチメートル以上の胸管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて浸水層を設けなければならない。